

平成27年度第13回役員会 議事要旨

日時 平成28年3月23日(水) 13時10分～13時23分
場所 学長室
出席者 和田学長, 大矢理事, 鈴木理事, 海老名理事
欠席者 なし
陪席者 近藤副学長, 石橋監事, 末永監事, 関事務局長

議 案

1. 小樽商科大学学則の一部改正(案)について

和田学長から, 審議資料1に基づき, 小樽商科大学学則の一部改正(案)について諮られ, 原案どおり議決された。

議決後, 和田学長から, 4月1日付けで施行する旨発言があった。

2. 小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室の設置(案)について

和田学長から, 審議資料2に基づき, 小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室の設置(案)について諮られ, 原案どおり議決された。

議決後, 和田学長から, 4月1日付けで設置する旨発言があった。

3. 小樽商科大学保健管理センター規程の一部改正(案)について

4. 小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程の新規制定(案)について

はじめに, 和田学長から, 議案3と4は関連する案件であるため併せて提案する旨発言があった。

続いて, 和田学長から, 審議資料3及び4に基づき, 小樽商科大学保健管理センター規程の一部改正(案)及び小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程の新規制定(案)について諮られ, 審議資料3のうち第4条にある「障害」の記載を「障がい」に修正することが確認された。その後, 審議が行われ, 原案どおり議決された。

議決後, 和田学長から, 4月1日付けで施行する旨発言があった。

5. 小樽商科大学グローバル戦略推進センターの整備等に伴う学内諸規程の一部改正（案）について

和田学長から、審議資料5に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センターの整備等に伴う学内諸規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり以下の規程について一部改正が議決された。

1. 小樽商科大学組織・運営規程
2. 国立大学法人小樽商科大学地域貢献推進委員会規程
3. 国立大学法人小樽商科大学営利企業役員等兼業審査委員会規程
4. 国立大学法人小樽商科大学利益相反マネジメント委員会規程
5. 国立大学法人小樽商科大学知的財産管理委員会規程
6. 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程
7. 国立大学法人小樽商科大学及び小樽商科大学の公印規程
8. 国立大学法人小樽商科大学文書処理規程
9. 国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント規程
10. 国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程
11. 国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程
12. 国立大学法人小樽商科大学予算決算及び出納事務取扱規則
13. 小樽商科大学学生の派遣留学に関する規程
14. 国立大学法人小樽商科大学国際客員研究員規程
15. 国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程
16. 小樽商科大学国際交流科目規程
17. 小樽商科大学国際交流会館規程
18. 国立大学法人小樽商科大学国際交流委員会規程等を廃止する規程
 - ・小樽商科大学国際交流委員会規程
 - ・小樽商科大学ビジネス創造センター運営会議規程
 - ・小樽商科大学ビジネス創造センター高度技術研修規程
 - ・小樽商科大学研究推進会議規程
 - ・小樽商科大学ビジネス創造センターユーザーエクスペリエンス研究部門規程

議決後、和田学長から、組織・運営規程のうち部門長及び国際連携本部長の選出に係る条項については3月14日付けで、その他は4月1日付けで施行する旨発言があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、4月25日（月）13時10分から開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。